

# 「一般社団法人 社会福祉経営全国会議」

## 全国会議ニュース



2020年12月15日発行 (No.9) 連絡先/〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902

電話 06-6772-1360 Fax06-6772-1376 Eメール/jimukyoku1@f-zenkoku.net

### 11/16 全国会議初の政府交渉

11月15、16日に開催された「障害者の生活と権利を守る全国集会・中央行動」の二日目に、全国会議



として初めての政府交渉を行いました。要望書「社会福祉事業の維持・拡充について」は、障全協、21老福連、全国会議の連名で提出。交渉にはオンラインも含め約40名が参加をしました。

参加者からは現場の切実な状況を背景にした発言が続きました。報酬は、日割りでなく月額制に。加算でなく基本報酬の抜本的見直しを。コロナ禍でより明らかになった最低基準の実態、保育を慰労金の対象としない問題、相談事業の厳しい実態、コロナで前年同月を大きく割り込んだ介護現場の実態など、たくさんの発言をいただきました。コロナ第三波に向けて現場の声を反映させたガイドライン作りや実態に対して、政府からは、共感や、持ち帰り共有する旨の回答がありました。深刻な人材不足のため人材派遣会社や、中には悪徳な紹介業者に多くの公金が流れている現実も訴えましたが、職業安定局からは、優良な業者を選ぶようにというだけで、民間企業への規制は難しいとの回答。引き続きの課題としていきます。

初めての交渉ではありましたが、分野を超えて、そして権利としての社会福祉を守る立場で社会福祉事業について、とりわけ「地域共生社会」「連携推進法人」に対する声を上げた意義は大きいといえます。

これからも、粘り強く、諦めず、現場の声を国に届けていきたいと思えます。



### 政府交渉記録「社会福祉事業の維持・拡充について」

【介護保険・障害福祉・保育（子ども・子育て） 共通項目】

① 新型コロナウイルス感染症の拡大等によって社会福祉事業の拡充の必要性が明らかになりました。そのためにも来年度の社会保障関係予算を大幅に引き上げてください。

A：保育：待機児童解消を目標に、さらなる拡充を要求  
・介護：必要経費とともに新型コロナ対策を踏まえて要求  
・障害：コロナ対策は第一・二次補正、対前年度と同額指示があるが、コロナ等も含め事項要求として調整中

② 全世代型社会保障、新しい日常における社会保障への転換にあたって「高齢者等に偏った社会保障を是正」するのではなく、既存の社会保障の対象者も含め、若者世代等への支援を拡充することで社会保障全体の拡充を図ってください。

A：現在検討会等で検討中、この報告に基づき予算化の方向。後期高齢者医療の負担等も含め検討中。

③ 地域共生社会の実現に向けて創設された重層的支援事業において、社会福祉法人・事業所等には地域福祉課題を抱える人たちに對して制度外の支援（参加支援）を行うことが求められています。社会福祉事業所等が制度外の支援を実施した場合、報酬を保障してください。あわせて、横断的な専門性を持つ人材の育成・同事業で重視される相談支援の従事者をはじめ専門性の高い職員の処遇を保障してください。

A：「参加支援」とは、本人と支援メニューとのマッチングで、抜ける部分をどうフォローするかの課題、こうした役割を含めどう支援するのかに検討を含め予算化したい。また、こうした人材育成のための研修等についても予算要求を行っている。

④ 社会福祉連携推進法人の業務として5つの事業があげられていますが、すべての事業の実施を創設要件としないでください。

A：「いずれか」が要件となり、すべての事業実施が要件ではない。この具体化等については、年度を超えることとなるが、令和4年実施に向けて調整中。

⑤ 感染症と公衆衛生の専門職を中心に検討会を設置し、新型コロナウイルスの陽性者がいた場合の代替施設での保育・支援、他施設との連携の在り方等も含めた感染対策・拡大防止のガイドラインを作成してください。その作成にあたっては、感染者やクラスターが発生したすべての法人・事業所を対象とした質的・量的調査を実施し、現場での経験を反映したものとしてください。

A：介護：留意事項とは随時通知等で示している。またマニュアル・リフレットを作成し示している。

・保育：一般的感染対策ガイドラインがある。新型については、国への質問事項などをまとめQ&Aを配信している。

・障害：第二次補正で感染業務マニュアル作成を予算化、今後その配信を行う予定。

※GH、PCR検査とともにその結果が出るまでの期間どうしたらよいのか？別の住宅確保、また職員も帰宅できずホテル住まい、これらは「かかりまし経費」の対象外、具体的な支援制度がない。

⑥ 現在、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、災害時や感染症拡大時に対応するためにBCPの策定が求められています。そこで作成された計画に基づく支援が制度外の対応であったとしても報酬の対象とするなど柔軟な措置を講じてください。

A：障害分野では、感染・災害対策等の課題について検討をしているところ。事務連絡等での対応も兼ね、事例を踏まえた検討を行っている。老健局でも同様の検討をおこなっている。

※BCPの中で、利用者のみならず濃厚接触者を含め介護困難者が発生した場合の対応を事業所が独自で対応するしかない。自治体でもこうしたBCPの位置づけを明確にした対応を行うべきである。

⑦ 令和2年度の補正予算による、社会福祉事業維持継続のための「かかりまし経費の補填」等の措置だけでは、前年同月の収入水準を維持できない事業所があります。少なくとも、この差額は公費で補填してください。

A：介護：かかり増し給付を継続して対応したい。関係者とも調整の上検討したい。障害：在宅支援等の実態を把握したうえで対応を検討。※21老福連のアンケートでも、非常に深刻な経営への影響が出ている実態がある。

次ページへ続く

